【セブンカード規約・規定集】新旧対比表

現行	改定後
セブンカード会員規約~~（個人用）~~	セブンカード会員規約
第 9 条（年会費）	第 9 条（年会費）
	2. 券面に「SEVEN CARD plus」と記載のあるカードについては、当社が別途定める「セブンカード・プラス会員規約」に定めるものとします。
2. ~~前~~項に定める前年度とは、前年の有効期限月（カードに有効期限として表示された年月の月）の翌月 10 日から、当該年の有効期限月の翌月 9 日までの期間をいいます。	3. 第 1 項に定める前年度とは、前年の有効期限月（カードに有効期限として表示された年月の月）の翌月 10 日から、当該年の有効期限月の翌月 9 日までの期間をいいます。
~~3~~. 本会員は第 1 項に定める年会費無料の条件に満たない場合、当社に対して、当社が指定する年会費請求月の約定支払日（第30条に定めるものをいいます。以下同じとします。）に、当社所定の年会費（家族会員の有無・人数によって異なります。）を支払うものとします。	4. 本会員は第 1 項に定める年会費無料の条件に満たない場合、当社に対して、当社が指定する年会費請求月の約定支払日（第30条に定めるものをいいます。以下同じとします。）に、当社所定の年会費（家族会員の有無・人数によって異なります。）を支払うものとします。
~~4~~. 前項に基づき支払われるべき年会費が約定支払日に支払われなかった場合は、翌月以降の約定支払日に請求させていただくことがあります。なお、当社の責に帰すべき事由によらない退会または会員資格の喪失となった場合、すでにお支払済みの年会費はお返ししません。	5. 前項に基づき支払われるべき年会費が約定支払日に支払われなかった場合は、翌月以降の約定支払日に請求させていただくことがあります。なお、当社の責に帰すべき事由によらない退会または会員資格の喪失となった場合、すでにお支払済みの年会費はお返ししません。
〈ショッピングリボ払いのご案内〉	〈ショッピングリボ払いのご案内〉
1. 毎月のお支払元金 毎月のお支払元金は、カードに設定されている「お支払コース」によって異なります。 ※ご指定のない場合は定額コース 1 万円とさせていただきます。 ~~※「支払い名人」登録中は、ご指定の設定金額がお支払元金にあたります。~~	１．毎月のお支払元金 毎月のお支払元金は、カードに設定されている「お支払コース」によって異なります。 ※ご指定のない場合は定額コース 1 万円とさせていただきます。
３．手数料の計算方法 （1）締切日（毎月 15 日）時点のご利用残高に、手数料率を乗じて算出します。算出した金額の小数点以下は切捨てます。 （2）初回のご請求：締切日の翌日（16 日）から翌月お支払日（10 日＊）までの日割計算	３．手数料の計算方法 （1）締切日（毎月 15 日）時点のご利用残高に、手数料率を乗じて算出します。算出した金額の小数点以下は切捨てます。 （2）初回のご請求：締切日の翌日（16 日）から翌月お支払日（10 日＊）までの日割計算

2 回目以降のご請求:前回お支払日の翌日から今回お支払日までの日割計算 ＊10 日が金融機関休業日となる場合は、実際のお支払日までの日数で算出します。 ~~※「支払い名人」登録中は、新規ショッピングご利用分については毎月の手数料の初回分は無料です。~~	2 回目以降のご請求:前回お支払日の翌日から今回お支払日までの日割計算 ＊10 日が金融機関休業日となる場合は、実際のお支払日までの日数で算出します。
末尾	末尾
取扱会社： 株式会社セブン・カードサービス 〈登録番号：関東財務局長~~（6）~~第 01282 号〉 〒102-8437 東京都千代田区二番町 4 番地 5	取扱会社： 株式会社セブン・カードサービス〈登録番号：関東財務局長 第 01282 号〉 〒102-8437 東京都千代田区二番町 4 番地 5
	〈日本クレジット協会が定める自主規制規則における標準用語との読み替えについて〉日本クレジット協会が定める自主規制規則における標準用語は、カード発行のご案内・会員規約・カードご利用代金明細等において次のとおり表現しています。 日本クレジット協会が定める 自主規制規則における標準用語 現金販売価格、現金提供価格 支払総額 包括信用購入あっせんの手数料 分割支払額 読み替え後の用語 ショッピング利用代金 分割支払金合計額 ショッピングリボ払い・分割払い・ スキップ払い手数料、手数料 毎月の支払額、お支払金額など

現行	改定後
個人情報の取扱いに関する重要事項（全文）	個人情報の取扱いに関する重要事項（全文）
第４条　個人情報の共同利用	第４条　個人情報の共同利用
1.会員等は第１条第１項（1）、（2）、（3）の個人情報を、当社と、当社の親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスおよびその関連企業、ならびにこれらの会社のうちフランチャイズ事業を行っている会社のフランチャイズ加盟店（以下「セブン&アイ HLDGS.」といいます。）が以下の目的のために共同して利用すること（以下「共同利用」といいます。）に同意します。なお、共同利用する各社については、〈http://www.7andi.com/〉に掲載しております。	1.会員等は第１条第１項（1）、（2）、（3）の個人情報を、当社と、当社の親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスおよびその関連企業、ならびにこれらの会社のうちフランチャイズ事業を行っている会社のフランチャイズ加盟店（以下「セブン&アイ HLDGS.」といいます。）が以下の目的のために共同して利用すること（以下「共同利用」といいます。）に同意します。なお、共同利用する各社については、〈https://www.7andi.com/〉に掲載しております。
第５条　個人信用情報機関の利用および登録	第５条　個人信用情報機関の利用および登録
2.加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は以下のとおりです。なお、当社が新たに個人信用情報機関に加盟する場合には、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。 ［加盟個人信用情報機関］ 株式会社シー・アイ・シー（CIC） （貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関） 〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 【フリーダイヤルマーク入る】【アールマーク入る】 0120-810-414（フリーダイヤル） http://www.cic.co.jp/	2.加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は以下のとおりです。なお、当社が新たに個人信用情報機関に加盟する場合には、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。 ［加盟個人信用情報機関］ 株式会社シー・アイ・シー（CIC） （貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関） 〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 【フリーダイヤルマーク入る】【アールマーク入る】 0120-810-414（フリーダイヤル） https://www.cic.co.jp/
末尾	末尾
株式会社日本信用情報機構（JICC） （貸金業法に基づく指定信用情報機関） ~~〒101-0042~~ ~~東京都千代田区神田東松下町 41-1~~	株式会社日本信用情報機構（JICC） （貸金業法に基づく指定信用情報機関） 〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル５号館
【ナビダイヤルマーク入る】【アールマーク入る】 0570-055-955（ナビダイヤル） http://www.jicc.co.jp/	【ナビダイヤルマーク入る】【アールマーク入る】 0570-055-955（ナビダイヤル） https://www.jicc.co.jp/

全国銀行個人信用情報センター 【電話マーク入る】03-3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	全国銀行個人信用情報センター 【電話マーク入る】03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
〈ご相談窓口〉	〈ご相談窓口〉
3. 本規約についてのお問合わせ・ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問合わせ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については下記におたずねください。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護管理責任者を設置しております。個人情報保護管理責任者の役職等については、当社ホームページ（http://www.7card.co.jp/company/）の会社概要（個人情報保護方針）で公表しております。	3. 本規約についてのお問合わせ・ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問合わせ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については下記におたずねください。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護管理責任者を設置しております。個人情報保護管理責任者の役職等については、当社ホームページ（https://www.7card.co.jp/company/）の会社概要（個人情報保護方針）で公表しております。
【20~~18~~年~~7~~月版】	【2020年1月版】